

令和7年度

学 生 便 覧

日本歯科大学生命歯学部

番 号		氏 名	
--------	--	--------	--

目 次

は じ め に	1
1 本学の概要	2
2 建学の精神と目的, 教育理念, 教育目標	9
3 教育方針	10
4 学務予定表	12
5 履修概要	14
6 受 講	16
7 カリキュラム	23
8 試 験	27
9 成 績	29
10 進級・留級・卒業	30
11 休学・復学・退学・除籍	32
12 クラス	34
13 一般心得	35
14 教務・学生部	40
15 学生奨学制度	43
16 学生総合保険	45
17 証明書	49
18 届 出	50
19 願・届・証明書の手続き	50
20 願・届・証明書等一覧表	51
21 課外活動	52
22 学生の催し	55
23 厚生施設	56
24 図書館	57
25 パソコンルーム	59
26 学生技工室	61
27 危機事象への対応	62
28 学内案内図	66
29 授業科目別責任者一覧	68
30 日本歯科大学学則より抜粋	73
31 日本歯科大学除籍者の復籍取扱い細則より抜粋	77
32 歯科医師法より抜粋	78

は じ め に

この「学生便覧」は、本学における学生諸君の入学および進級に際し、勉学の道しるべと、教務はじめ、学生生活上の要点をまとめたものである。

ここに挙げられている事項は、すべて諸君のこれからの学生生活にかかわりのあることなので、よく読んで十分に理解すること。

本学は、歯科医師養成機関としての役割を担っているところから、諸君の「医療人としての人間性の涵養」に重点をおいている。

また、医療従事者としての国家資格を得るところから、進級、卒業等の評価基準は、その時代の国民や社会のニーズに呼応し、毎年、見直しをしている。ここに記した内容は諸君が当然承知しているものとして対処するので、後日、知らなかったというようなことのないよう十分留意願いたい。

1 本学の概要

沿革

“歯学は私学によって創られた”と言われるように、わが国の歯科界は、私立の手によって今日の輝かしい発展をみた。本学はわが国最初の正規の歯科医学教育機関として明治40年、中原市五郎によって創立された。2年後には日本歯科医学専門学校、昭和22年には旧制日本歯科大学に昇格、同27年新制大学になり、さらに同35年には大学院歯学研究科（博士課程）を設置した。

加えて43年附属日本歯科技工専門学校を附設、46年附属歯科専門学校（歯科技工士科）と改称し、同時に歯科衛生士科を増設して、歯科医師の両翼である歯科技工士、歯科衛生士の養成に着手し、名実ともに総合的な歯科医学教育機関としての形態を整えるに至った。

そしてまた、この伝統を基盤として、昭和47年4月、日本海側で最大の清新・躍進の地“新潟市”に、第2番目の歯学部・日本歯科大学新潟歯学部を増設し、58年に附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設し、さらに62年には新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置した。加えて平成2年に大学院新潟歯学研究科（博士課程）を増設した。平成17年4月には、東京短期大学を設立。また、平成18年4月より学部名称を生命歯学部と改称し、同年6月に創立100周年を迎えた。

全国の歯科大学の中で最も古い歴史を持つ、代表的私立歯科医学教育機関である本学は、我国で唯一の2つの歯学部を擁する単科大学として、教育・研究・診療ともに、高度に充実した最大の総合歯科大学となり、約2万人（わが国歯科医師の1/7）の歯科医師を社会に輩出した。

今後も常に全学的に、進取の気性と独自の校風を重んじながら、本学の自主性と個性を存分に発揮しつつ、前進の歩みを続けていく。

年 譜 抄

1907年 6 月	中原市五郎、私立共立歯科医学校を麹町区（千代田区）大手町に創立
1907年 7 月	原田朴哉、校長に就任
1907年10月	同校を神田区（千代田区）神田雉子町に移転
1909年 6 月	麹町区富士見町に移転、私立日本歯科医学校と改称
1909年 8 月	私立日本歯科医学専門学校に昇格
1911年 2 月	中原市五郎、校長に就任
1919年12月	財団法人日本歯科医学専門学校を設立、中原市五郎、理事長に就任
1936年 9 月	中原市五郎、名誉校長となり、加藤清治、校長に就任
1941年 3 月	中原 實、理事長に就任
1947年 6 月	日本歯科大学（旧制）に昇格、大学予科を開設
1948年 1 月	中原 實、学長に就任
1951年 2 月	学校法人日本歯科大学となる
1952年 4 月	日本歯科大学（新制）となる
1955年 4 月	大学予科を廃止し、歯学部進学課程を設置
1960年 4 月	大学院歯学研究科（博士課程）を設置
1968年 4 月	附属日本歯科技工専門学校（歯科技工士科）を併設
1971年 4 月	附属日本歯科技工専門学校を附属歯科専門学校と改称、歯科衛生士科を増設
1972年 4 月	新潟市に新潟歯学部を増設
1981年 4 月	中原 爽、学長に就任
1981年 6 月	新潟歯学部に附属医科病院を開院
1983年 4 月	附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を併設
1984年 8 月	中原 爽、理事長に就任
1985年 5 月	本学主導の「口腔保健のための国際姉妹校連合 IUSOH」を結成
1987年 4 月	附属新潟専門学校を新潟短期大学に昇格
1987年10月	JR 飯田橋西口駅前に歯学部附属病院を移転・開院
1989年 9 月	新潟歯学部に医の博物館を開館

1990年 4 月	大学院新潟歯学研究科（博士課程）を設置
1991年 4 月	中原 泉、学長に就任
1995年 6 月	佐藤 亨、学長に就任
2000年 4 月	中原 泉、学長に就任
2000年 7 月	中原 泉、理事長に就任
2005年 4 月	附属歯科専門学校を東京短期大学に昇格
2006年 1 月	大手町に創立100周年記念「日本歯科大学発祥の地」碑を建立
2006年 4 月	歯学部を生命歯学部、新潟歯学部を新潟生命歯学部 に改称 歯学研究科を生命歯学研究科、新潟歯学研究科を新潟生命歯学研 究科に改称
2012年10月	東京都小金井市に日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリ ニックを開院
2018年 4 月	新潟県三条市に在宅ケア新潟クリニックを開院
2018年12月	新潟生命歯学部に認知症 Cafe（N-Cafe アングル）を開設
2020年 4 月	藤井一維、学長に就任
2021年10月	日本歯科大学新潟病院と日本歯科大学医科病院を統合
2025年 4 月	新宿区筑土八幡町に東京短期大学を移転
2025年 4 月	新潟短期大学に歯科技工学科を設置

本学の校章

大正12年改定

中原 實 作図



校章



シンボルマーク

本学の校歌

大正13年制定

木暮英男 作詞

児玉花外 校閲

近藤栢次郎 作曲

1

おおぞらなが あかつき
大空流るる暁の
かね ひびき あ そ
鐘の響に明け初むる
ふ ようはつ だ すがた
芙蓉八朶の姿こそ
われら ぼ こう まもり
我等が母校の守なれ
ち く だん ふ じ み はら
地はよし九段富士見原
な に ほん し か だいがく
名はよし日本歯科大学

2

たか な ち し お か
高鳴る血潮の香をのせて
きし ぶん か なみがしら
岸うつ文化の波頭
ふ た どう ほう
振るい立つべき同胞の
うまさち がくと
甘辛もたらす学徒われ
ち にいがたはま うら
地はよし新潟浜の浦
な に ほん し か だいがく
名はよし日本歯科大学

3

いま い あさ ひ こ
 今さし出ずる朝日子の
 へい わ あい かがや
 平和と愛との輝きに
 て しんく ひかり
 照りそう真紅の光こそ
 われら ぼこう しめい
 我等が母校の使命なれ
 ち くだん ふ じ みはら
 地はよし九段富士見原
 な にほん し か だいがく
 名はよし日本歯科大学

日本歯科大学校歌

作詞 木暮 英男
 作曲 近藤栢次郎



お お ぞ ら な が る る あ か つ き の
 か ね の ひ び き に あ げ そ む る
 ふ よ う は ー だ の す が た こ そ わ
 れ ら が ぼ こ ー の ま も り な れ ー
 ち は よ し く だ ん ふ じ ー み は ら な
 は よ し に ほ ん し か だ い が く

日本歯科大学
の組織

学校法人日本歯科大学

- (1) 日本歯科大学大学院生命歯学研究科
日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科
- (2) 日本歯科大学生命歯学部
日本歯科大学附属病院
日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック
日本歯科大学生命歯学部・共同利用研究センター
- (3) 日本歯科大学新潟生命歯学部
日本歯科大学新潟病院
日本歯科大学新潟生命歯学部・先端研究センター
医の博物館
- (4) 日本歯科大学新潟短期大学
歯科技工学科，歯科衛生学科
- (5) 日本歯科大学東京短期大学
歯科技工学科，歯科衛生学科
専攻科

本学の役員と
役職

理 事 長	中 原 泉
学 長	藤 井 一 維
歯 学 部 長	菊 池 憲一郎
教 務 部 長	新 谷 明 一
学 生 部 長	田 谷 雄 二
附属病院長	小 林 隆太郎

生命歯学部(東京)の概要

名 称	日本歯科大学生命歯学部 The Nippon Dental University School of Life Dentistry at Tokyo				
所 在 地	東京都千代田区富士見1-9-20 (〒102 - 8159) 1-9-20, Fujimi, Chiyoda-ku, Tokyo, 102 - 8159 Japan TEL. 03 (3261) 8311				
附 属 病 院	東京都千代田区富士見2-3-16 (〒102 - 8158) TEL. 03 (3261) 5511				
交 通	<table><tr><td>J R 総武線 東京メトロ東西線 東京メトロ有楽町線 東京メトロ南北線 都営地下鉄大江戸線</td><td>飯田橋駅 下車, 徒歩</td><td>都営地下鉄新宿線 東京メトロ半蔵門線 東京メトロ東西線</td><td>九段下駅 下車, 徒歩</td></tr></table>	J R 総武線 東京メトロ東西線 東京メトロ有楽町線 東京メトロ南北線 都営地下鉄大江戸線	飯田橋駅 下車, 徒歩	都営地下鉄新宿線 東京メトロ半蔵門線 東京メトロ東西線	九段下駅 下車, 徒歩
J R 総武線 東京メトロ東西線 東京メトロ有楽町線 東京メトロ南北線 都営地下鉄大江戸線	飯田橋駅 下車, 徒歩	都営地下鉄新宿線 東京メトロ半蔵門線 東京メトロ東西線	九段下駅 下車, 徒歩		
環 境	首都1,400万人東京の中心地で、とくに都内の文教地区に当たると。昔ここの坂の上から富士山が一望できたことから、富士見町と名付けられた。近くに靖国神社、九段坂、千鳥ヶ淵、牛込見附、神楽坂など由緒ある名所をひかえている。				
特 色	創立以来119年の長きに及ぶ随一の歴史と伝統を誇り、東京の中心に位置して、充実した教育・研究陣を擁する歯科医学の殿堂である。				

2 建学の精神と目的, 教育理念, 教育目標

建学の精神と目的

本学は、その創立以来建学の精神を「自主独立」、学校の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」と定め、百年を超える年月において脈々と継承している。

教育理念

本学の建学の精神に則り、創立以来自立して歯科医療を担うことができる医療倫理観を備えた優れた歯科医師の育成に努めてきたが、本学学則は、その目的を「歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道德的、応用的能力を展開させ、人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献する」と規定している。その目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、生命体ならびに生命体への医行為を学ぶことにより、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ねそなえた歯科医師の育成を目指している。また、本学大学院学則は、その目的を「歯学に関する学術の理論とその応用を教授し、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な研究能力とその基盤となる豊かな学識を養って、歯学の発展に寄与する」と規定し、自立して研究活動を行う高度な歯科医学研究者養成の理念としている。

教育目標

1. 幅広い教養と倫理観を持った医療人を育成する。
2. 問題を発見し解決する能力を持った医療人を育成する。
3. コミュニケーション能力のすぐれた医療人を育成する。
4. 歯科医学の最新の知識を生涯学び続ける能力を持った医療人を育成する。
5. 科学的根拠に立脚した医療を実践できる医療人を育成する。
6. 専門に偏らない幅広い知識と技能を有する医療人を育成する。
7. 高齢者の介護福祉など地域医療に貢献できる医療人を育成する。
8. 口腔疾患を全身的関連で把握することのできる医療人を育成する。
9. 健康増進と疾病の予防に貢献できる医療人を育成する。
10. 世界をリードする国際性を有する医療人を育成する。

3 教 育 方 針

ディプロマ・ ポリシー (学位授与方針)

修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得するとともに、以下の能力を身につけた者に学士の学位を授与する。

- ・ 生命体との関連性に幅広い知識を有し、必要に応じて応用できる能力
- ・ 幅広い教養と倫理観を持つプロフェッショナリズムを備えた医療人として行動できる能力
- ・ 根拠に立脚した歯科医学知識を生涯学び続け、患者の問題を発見し解決する能力
- ・ 高いコミュニケーション能力を身につけ、患者および医療系多職種と良好な連携が構築できる能力
- ・ 専門に偏らない幅広い知識を身につけ、その基本的技能を実践する能力
- ・ 超高齢社会に対応した地域包括ケアを実践できる能力
- ・ 医療人として国際社会において幅広く活動できる能力
- ・ 生涯にわたり自らの能力向上のため研鑽する能力

カリキュラム ・ ポリシー (教育課程編成 ・ 実施の方針)

建学の精神である「自主独立」のもと、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に掲げる人材を育成するために、以下のとおりカリキュラムを編成している。

- ・ ディプロマポリシー達成のため、シラバスに全授業科目の到達目標、学習方略、評価方法を明記し、学習計画を提示します。
- ・ 歯科医学と生命体との関連性を念頭においた一貫教育を実施します。
- ・ 初期教育として歯科医学生に必要な自然科学、人文・社会科学、語学教育、情報科学教育を行うとともに、医療人の基礎

となるコミュニケーション能力，倫理観，プロフェッショナルリズムに関する教育を実施します。

- ・医療英語コミュニケーション学習や姉妹校への短期留学により，医療従事者としての国際感覚を醸成します。
- ・PBL テュートリアルにより，論理的思考に基づく問題解決能力，科学的探究心を養成します。
- ・歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基本とした基礎医学，臨床歯科医学に関する教育を実施するとともに，臨床能力の習得をめざし基礎と臨床を統合した教育を実施します。
- ・診療参加型臨床実習の準備教育として，臨床実習前に臨床歯科学の講義による知識の習得のみならず，臨床基礎実習（シミュレーション実習）による技能・態度の習得を目指した教育，ならびに医療スタッフの一員として参加するに必要な社会歯科学の教育を実施します。
- ・学生が医療スタッフとして参加し，その一員として診療業務を分担しながら，歯科医師としての知識・思考法・技能・態度の基本的な内容を学ぶため診療参加型臨床実習を実施します。
- ・超高齢社会のニーズに対応できる歯科医師を目指して訪問歯科診療の臨床実習を実施します。
- ・全身管理および他職種連携を常に念頭においた臨床実習を実施します。
- ・教育課程の進級審査において，シラバスに目標として掲げられた能力を適正に評価します。

4 学 務 予 定 表

※学務予定は諸事により変更することがあります。

月	日 (曜)	事 項
前学期		
2025年 4月	1 (火)	第5学年臨床実習オリエンテーション
	1 (火)	第5学年臨床実習開始
	1 (火)	第6学年ガイダンス
	1 (火)	第6学年実力判定試験<2日(水)まで>
	2 (水)	入学式・新入生セミナー
	3 (木)	新入生オリエンテーション①
	3 (木)	第2～4学年学年別ガイダンス
	3 (木)	第6学年第1クール授業開始<6月18日(水)まで>
	4 (金)	新入生オリエンテーション②
	4 (金)	第2～4学年前学期授業開始
	5 (土)	新入生歓迎会 於：富士見ホール (予定)
	5 (土)	第1・4学年 GPS (Global Proficiency Skills program) 実施 【自宅受検】
	7 (月)	第1学年前学期授業開始 (プレースメントテストは当該科目時間内で実施)
	9 (水)	第1学年ワークショップ
	9 (水)	第5学年前学期授業開始(臨床実地強化ゼミナールは当該科目時間内で実施)
	22 (火)	第3学年富士見・浜浦フェスタ<23日(水)まで> 【於：新潟県】
	26 (土)	学生合同合宿・クラブ活動週間<28日(月)まで>
	下旬	第6学年全国統一模擬試験
	中止	第1学年袖ヶ浦セミナー
5	23 (金)	学生健康診断 (1～6年)・休講
	下旬	保護者説明会
6	1 (日)	創立記念日
	19 (木)	第6学年本試験①<20日(金)まで>
	24 (火)	第6学年第2クール授業開始<8月15日(金)まで>
7	22 (火)	第2・4学年夏期休業<8月19日(火)まで>
	24 (木)	第1・3学年夏期休業<8月19日(火)まで>
8	12 (火)	第5学年夏期休業<15日(金)まで>
	12 (火)	第6学年夏期休業<13日(水)まで>
	14 (木)	第6学年授業再開
	18 (月)	第5学年臨床実習再開
	18 (月)	第6学年本試験②<19日(火)まで>
	20 (水)	第1～5学年前学期定期試験開始<最長8月29日(金)まで>
	21 (木)	第6学年第3クール授業開始<10月17日(金)まで>
9	1 (月)	第3学年対象 実習機器の取り扱い説明会
	8 (月)	第1～5学年前学期追・再試験開始

月	日 (曜)	事 項
後学期		
9	17 (水)	第5学年後学期授業開始
	19 (金)	解剖体諸霊位供養法会<第6学年 Zoom にて遠隔授業>
	中旬	第4学年 CBT 模試
10	22 (月)	第1～4学年後学期授業開始
	11 (土)	富士見祭<12日 (日) まで>
	20 (月)	第6学年本試験③<21日 (火) まで>
	23 (木)	第6学年特別授業期①開始<11月19日 (水) まで>
	下旬	第6学年 (学内) 国家試験出願日
11	下旬	第6学年全国統一模擬試験 (土・日)
	初旬	第6学年成績審査 (学士試験受験有資格者発表)
	20 (木)	第1回学士試験<21日 (金) まで>
	26 (水)	第6学年特別授業期②開始<12月23日 (火) まで>
12	中旬以降	第1～5学年学内模試
	下旬	第5学年診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (一斉技能試験)
	23 (火)	第1～4学年月曜時間割授業
	24 (水)	第1～6学年冬期休業<2026年1月4日 (日) まで>
2026年 1月	5 (月)	第1～4学年後学期授業再開<9日 (金) まで>
	5 (月)	第5学年臨床実習再開
	5 (月)	第2回学士試験<6日 (火) まで>
	7 (水)	第5学年後学期授業再開
	8 (木)	第6学年特別授業期③開始
	16 (金)	大学入学共通テスト準備のため学内立入禁止 (第6学年 Zoom にて遠隔授業)
	20 (火)	第1～5学年後学期定期試験開始<2月3日 (火) まで>
	中旬以降	学士試験審査 (第115回卒業生発表)
	中旬	第4学年共用試験 (OSCE 本試験)
	下旬	第4学年共用試験 (CBT 本試験)
	下旬	第119回歯科医師国家試験 (もしくは2月上旬)
2	10 (火)	第1～5学年後学期追・再試験開始
	中旬	第4学年共用試験 (OSCE 追・再試験)
	下旬	第4学年共用試験 (CBT 追・再試験)
	下旬	第5学年総合試験
3	初旬	第4学年総合試験
	初旬	第3学年総合試験
	初旬	第2学年総合試験<午前実施>
	初旬	第1学年総合試験<午後実施>
	初旬	第115回卒業式
	中旬	第1～5学年進級審査
	下旬	第5学年臨床実習終了

2025年1月9日現在

5 履 修 概 要

学 学	年	第1学年～第6学年の通し学年を用いる。
	期	学年を次の2学期とする。 前学期 4月1日～9月14日 後学期 9月15日～3月31日 (第5, 6学年は別に定める。)
休	日	土曜日, 日曜日, 国民の祝日及び祝日振替日 創立記念日 6月1日 春期休業 4月1日～4月10日 夏期休業 7月11日～8月31日 冬期休業 12月25日～翌年1月10日 その他臨時休業と指定された日 (本年度については, 学務予定表による。)
授	業	月曜日～金曜日の週5日制 (一部の学年で, 土曜日に多摩クリニックでの実習がある) 授業方法には, 講義, 実習, 演習等がある。 講義は90分, 実習・実技は180分である。 すべての科目は必修である。 月曜日～金曜日の5時限目および, 学期末の予備日(教務の定める3日間)は, 補講, 特別授業, 補習授業を優先して行うことがある(私用を入れず空けておく)。
単	位	1) 各授業科目の単位数は, 次の基準により計算する。 ただし, 1時間は60分とする。 ① 講義については, 15時間の授業をもって1単位とする。 ② 実習および実技については, 45時間の授業をもって1単位とする。
		[シラバス参照]

	③ 演習（語学を含む）については、30時間の授業をもって 1単位とする。
補 講	2) 包括歯科医学，臨床実習については，学修の成果を評価し て単位が認定されるので，上記計算方法とは別に定める。 休校や止むを得ぬ休講のため授業の回数が不足した場合に は，適宜補講を行う。
特 別 授 業	多科目にわたる講義や関連科目についての授業，特別講演， 記念講演等がある。
補 習 授 業	必要に応じて補習授業を行う。

6 受 講

学 生 の 本 分	学生は常にその本分を守り、師友に対して敬愛の念を忘れず、礼儀をつくし、授業の始めと終りには起立し師に礼をすること。
服 装	服装、身なりは医学の道を歩む者であることを自覚して、清潔、質素を心掛けること。
授 業	授業は真摯に、静粛に受講すること。 大学の許可なく、授業内容を撮影・録画・録音することは一切認めない。 授業開始時刻までに必ず着席し、定刻に始業できるよう準備すること。
学 生 証	本学に在学することを証明する身分証明書である。 登校の際には必ず携帯すること。(17証明書の章参照) なお、入館時には、学生証の表が見えるようにネームホルダーに入れて入館すること。講義、実習時間だけでなく、 <u>大学構内では常にストラップおよび学生証が見えるよう着用すること</u> 。着用がない場合には、部外者として扱われ、学内への立ち入りが許可されないことがある。ネームホルダーの忘れや紛失した等の場合は教務・学生部に申し出ること。紛失や破損した場合は、すみやかに再発行の手続きをすること。
出 欠 席	出欠席は、毎授業記録する。授業の出席確認は、端末を用いた学習管理システム（Moodle）による出席記録方式や出席カードの配付、および小テスト等によって行う。端末での入力時間は各時限の10分前から授業開始時までとする（実習については担当者の指示に従うこと）。また、授業中に出席カードや小テスト等で出席を再度確認する場合もある。 出席は、科目により、端末での入力の他に、原則として、プ

レテスト、中間テスト、ポストテスト等すべての提出が確認できない場合には欠席となる。さらに、対面の講義、実習では、対面での出欠席が優先されるので、Moodle の出席ボタンを押しただけでは欠席となる。

他学生に端末を渡し出席入力を依頼する、他学生の出席の入力を行う、出席入力後に届出表に記入せず退室する、遠隔授業中の受講確認ができない等の行為は、出席不正とする。また、Moodle 上で出席となっているが、出席カードによる在室が認められない場合も出席不正となる。

これらの出席不正は違反行為とみなされ、一件ごとにその時間の出席を取り消すとともに、欠席の合計時間に4時間分を加算する。複数の他学生の出席の入力をしようとした場合も、その回数を件数として欠席時間に加算する。

さらにこれらは「性行不良」な行為とし、懲戒の対象とする。

- ・ 1 回目の違反行為が発覚した場合：学生主任からの呼び出し警告
- ・ 3 回目の違反行為が発覚した場合：訓告処分（掲示）
- ・ 5 回目の違反行為が発覚した場合：停学処分（3 日）

また、違反行為の幫助者として発覚した場合も同様の処分対象とする。

なお、違反行為が1回でも発覚した者は、成績優秀賞等学術奨励および皆勤賞等の表彰対象から除外する。

本学では、各学年の授業のほかに、ガイダンス、健康診断、ワークショップ、説明会、集会などの学年全体を対象とした教育プログラムがある。これらは、学年全員が集って共通の認識や知識を共有する上で、大変に意義のあるプログラムである。そのため、欠席者は時間数に応じて欠席扱いとなる。

事後修正

〔通常修正〕
〔最終修正〕

正当な理由がなく、全授業時間数の1/5以上を欠席した場合は、教授会の議を経て、留級とする（第5学年は別に定める）。

特に皆勤賞・精勤賞に該当する者は端末入力の際には細心の注意を払い確認すること。

（注）授業開始時間以降に入室した場合でも、必ず入室確認のため端末に入力をする事。

出席状況は、各自の端末から確認できるので、必ず行うこと。自分の端末で正しく入力し確認したはずの授業が実際には記録されていない場合修正を行うことができる。この欠席を出席に修正する申し出を事後修正と呼ぶ。

事後修正には、**通常修正**と**最終修正**の2種類がある。

Moodle による出欠席の状況は、講義終了時に結果が届くので、各自で必ず確認すること。修正が必要な場合は、所定の書式をダウンロードし、教務・学生部で検印を受けた後、各科目の担当教員に届けること。

通常修正は、

1. 講義終了後の届出が原則
2. 次は、講義当日の放課後までに届け出る。
3. その次は、講義があった日から1週間以内に届け出る。

これ以降の修正の申し出は、いかなる理由があろうとも一切受け付けないので、自分の出欠状況に注意を払い、定期的に自らの出席状況を確認する習慣を付けること。

特に、皆勤賞・精勤賞の該当者は留意すること。

また、出席ボタンの押し忘れによる修正は、その授業があった週に1回までとし、月に4回を上限とする。通常修正があまりにも多い場合には、呼び出しにより注意し、次月の通常修正は認めない。

最終修正は、各学年の前学期と後学期の全ての科目を通じて

	1年間で5回までしか認められないため、届出の回数を各自で把握しておくこと。前学期と後学期の講義終了時には、最終修正の修正期間を知らせるので、該当者は必ず対応すること。 修正回数の問合わせには一切応じないため、各自できちんと管理すること。
欠 席 届	授業を欠席した場合は、1週間以内に欠席届を教務・学生部へ提出すること。指定期日以後は受理しない。届出がない場合は無断欠席とみなす。
休講及び授業変更	1週間以上の病気欠席は、医師の診断書を添えること。 休講および授業変更については、事前に掲示される。 担当教員が授業開始時間から10分を過ぎても来室しない場合は、学年委員（クラス委員）が教務・学生部に報告し、指示を受けること。
台風や豪雨等の場合の対応	台風や豪雨等の影響で、午前6時現在 JR 東日本旅客鉄道(株)（以下 JR）総武線が不通の場合は、1限、2限の授業を休講とし、午前10時現在不通の場合は3限以降の授業を休講とするので、無理をして登校する必要はない。交通手段が確保できない欠席の場合には、届出により欠席扱いとはしない。 交通手段が回復してから安全に配慮し、登校すること。
交通ストライキ	交通ストライキの場合は、JR のストライキが当日朝6時に解決していない場合に限り、当日の授業を休講とする。その他の交通機関のみがストライキの場合は、平常通り授業を行う。
遅 刻	JR が定める大規模遅延以外の遅刻は認めない。 授業は定時から始まるものであるので、開始時間には着席していなければならない。 開始時間以降に入室した者は原則として欠席扱いとする。 首都圏の交通遅延は、日常的でやむを得ないものであるので、授業開始時間に余裕をもって自宅を出て、30分前には大学の敷

保 健 室

地内に到着するよう心がけるべきである。

なお、教務・学生部では、遅延証明書は受理しない。

授業中や学内で気分が悪くなったりケガをした時には、保健室（本館1階）へ申し出ること。附属病院の受診も手配できる。

忌 引

近親者が死亡した場合は、教務・学生部で所定の忌引届の手続きを行うこと。

2親等内の親族について、亡くなられた日から父母・子は7日、兄弟姉妹・祖父母は3日を限度に忌引として取り扱い、欠席とはしない。

また、服喪のため遠方に移動を要する場合は、移動日数を加算し認める場合がある。

原則として当日を含めて2週間以内に、忌引を証明できる書類（会葬礼状等）を添えて教務・学生部へ提出すること。

公 欠

いわゆる「公欠」の制度はない。

ただし、学校保健法に規定される感染症、本学を代表して参加する課外活動および大学行事等のためにやむを得ず授業を欠席する場合、所定の手続きをすることにより、「出席扱いの欠席」として特別に認めることがある。

多欠席者や学則その他学内諸規程に違反した者は公欠を認めないことがある。

掲 示 ・ 通 達
（ Moodle ）

授業の変更、休講や行事等、諸君へ伝達を要する事項については、Moodle、所定の掲示板をもって掲示伝達するので、見落しのないよう注意すること。

呼 出 し

電話等による外部からの学生呼出しは、一身上の緊急事態の場合を除いて取り継がない。

講 堂 の 表 示

講堂は、三ケタの数字によって、次のとおり表示されている。例えば131講堂は……。

号 館 数	階 数	室 数
1	3	1

(注) 本館・100周年記念館は1号館とする。

使用講堂一覧表

学年	講 堂
1	141講堂
2	142講堂
3	151講堂
4	152講堂
5	牛込ホール
6	135講堂
—	131講堂

ただし、各講堂は当該学年以外にも様々な目的で使用されることがあるので、貴重品はもちろんのこと、鞆や教科書等の私物を講堂に放置することのないよう心がけて、大切に使用すること（ロッカー上を含めた放置物は強制的に廃棄する）。

定期健康診断

6年間の大学生活を有意義に楽しく過ごすには、心身が健康でなければならない。そこで本学では毎年、定期健康診断を実施して諸君の健康状態を把握し、健全な学生生活を送れるように努めている。

定期健康診断は授業の一環として行う。受診しない者は欠席扱いとなるので、必ず受診すること。健診の結果、異常が認められた場合は、その旨を本人に連絡する。受診しなかった者は、各自最寄りの医療機関で健診を受け、診断書を教務・学生部に提出しなければならない。

B 型 肝 炎 予防ワクチン

臨床実習で登院すると、診療する際に HB ウィルスをもった患者を担当する場合がある。とくに B 型肝炎ウィルスキャリア

各種抗体検査

ア－は不顕性で予めのチェックが困難なため、その予防対策として、有効なワクチンが開発されている。本学では感染予防のワクチン接種を臨床実習開始前までに行うこととし、希望者に実施している。

臨床実習および研修歯科医採用時の抗体検査に備え、麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎・風疹・水痘の抗体検査を実施している。

また、抗体の無い者に対してワクチンの接種を推奨している。

7 カリキュラム

授業科目の履修時期と単位数

授 業 科 目	単位	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		学士
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
心 理 学	3													
医療コミュニケーション学	1.5													
法 学	1.5													
社 会 福 祉 学	1.5													
人 類 学	1.5													
医 学 英 語	3													
国 語 表 現	3													
数 学	1.5													
スポーツ・健康学実技	1													
物 理 学	3													
化 学	3													
化 学 実 習	1													
生 物 学	3													
生 物 学 実 習	1													
医 学 統 計 学	1.5													
歯科医療情報学実習	1													
プロフェッショナルリズム1	1.5													
話し合い基盤型問題解決演習	1													
学 習 法 基 本 概 論	1.5													
病 院 医 療 概 論	1.5													
食 育 学	1.5													
生 命 歯 学 概 論	2													
発 生 と 再 生	1.5													
行 動 科 学	1.5													
歯 学 英 語	3													
解 剖 学	4.5													

授 業 科 目	単位	1年		2年		3年		4年		5年		6年		学士
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
解 剖 学 実 習	2													
歯 の 解 剖 学	3													
歯 の 解 剖 学 実 習	1													
組 織 学	4.5													
組 織 学 実 習	1													
生 理 学	4.5													
生 理 学 実 習	1													
生 化 学	4.5													
生 化 学 実 習	1													
微 生 物 学	4.5													
微 生 物 学 実 習	1													
薬 理 学	4.5													
薬 理 学 実 習	1													
衛 生 ・ 公 衆 衛 生 学	3													
口 腔 保 健 学	3													
口 腔 衛 生 学	1.5													
衛生学・口腔衛生学実習	1													
歯 科 理 工 学	4.5													
歯 科 理 工 学 実 習	1													
病 理 学	4.5													
病 理 学 実 習	1													
ス ポ ー ツ 歯 学	1													
プロフェッショナルリズム2	1.5													
臨床につなげる基礎学と教養	1.5													
地域連携・在宅医療概論	1.5													
歯 科 法 医 学	1.5													
生 命 歯 学 探 究	1.5													
生 命 歯 学 探 究 実 習	1													
コミュニケーション概論実習	1													
歯 科 硬 組 織 修 復 学	4.5													

授 業 科 目	単 位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学 士
		前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	
歯科硬組織修復学実習	1							
歯 内 療 法 学	4.5							
歯 内 療 法 学 実 習	1							
歯 周 病 学	4.5							
歯 周 病 学 実 習	1							
全 部 床 義 歯 補 綴 学	3							
全部床義歯補綴学実習	1							
部 分 床 義 歯 補 綴 学	3							
部分床義歯補綴学実習	1							
歯 冠 補 綴 学	4.5							
歯 冠 補 綴 学 実 習	1							
口 腔 外 科 学	3							
口 腔 内 科 学	3							
口腔外科の基本手技実習	1							
歯 科 矯 正 学	3							
歯 科 矯 正 学 実 習	1							
小 児 歯 科 学	3							
小 児 歯 科 学 実 習	1							
歯 科 放 射 線 学	4.5							
高 齢 者 歯 科 学	1.5							
外 科 学	1.5							
内 科 学	1.5							
歯科麻酔・救急処置	3							
総 合 基 礎 歯 学	2							
統合臨床基礎学実習	1							
障 害 者 歯 科 学	1							
口腔インプラント学	1.5							
総 合 歯 科 医 学	3							
臨 床 実 習	11							
基 礎 医 学 演 習 1	1							

授 業 科 目	単 位	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		学 士
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
基 礎 医 学 演 習 2	1													
総 合 基 礎 医 学 演 習 1	1													
総 合 基 礎 医 学 演 習 2	1													
臨 床 歯 学 探 究	1													
総 合 科 目 ① ② ③	3													
包 括 歯 科 医 学 ① ②	1													

単位合計数	199.5単位
-------	---------

8 試 験

試 験	必要に応じ、客観、筆記、口述または実地で試験が行われる。ただし、実習の場合には、所定の実習を修了しなければ受験を許可しない。
定 期 試 験	前学期、後学期の各授業期間終了後に集中して行われる試験である（第6学年は別に定め、追・再試験は実施しない）。
総 合 試 験	第1～5学年の各年度末に実施するコンピュータ試験である。ただし、再試験は実施しない。
共 用 試 験	臨床実習開始前（第4学年末）の学生に対して実施される全国共通の公的標準評価試験である。臨床実習に必要な知識はCBT（Computer Based Testing）によって、技能・態度はOSCE（Objective Structured Clinical Examination）によって評価される。 第5学年は歯学生共用試験PX（CPX, CSX）を受験し、診療参加型臨床実習が評価される。
学 士 試 験	第6学年の課程修了者に対して実施される卒業判定の試験である。
追 試 験 (前学期末・後学期末 の2回)	病気・負傷・事故、又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して、 <u>願い出により実施される</u> 。 受験願には、病気による場合は診断書、その他の事情による場合は、それを証明する書類を添えること。 やむを得ない事由とは、家族・親族等の危篤・死亡、自宅の火災等をいう。 全ての追試験の成績評価は、90点満点とする。
再 試 験 (前学期末・後学期末 の2回)	定期試験における成績が科目の合格点に達しなかった者に対して、 <u>願い出により実施される場合がある</u> （通年科目では前・後学期末の各1回とし、前学期または後学期のみの科目では各

追・再試験手続

学期末の1回とする)。

再試験の成績評価の最高点は、科目の合格点とする。

追・再試験の受験を希望する者は、「追再試験受験申告票」を教務・学生部へ提出する。なお、受験料として1科目につき5,000円の証紙(売店で購入)を「追再試験受験申告票」に貼付して提出する。

また、共用試験(CBT・OSCE)の受験料は別に定める。

「追再試験受験申告票」を携帯しない場合は、受験を許可しない。

※追・再試験の手続きは、試験実施日前日までに行うこと(休日を除く)。なお、当該試験実施終了後の返金は応じない。

受験停止

受験上の注意

授業料未納の場合は、受験を許可しない。

- 1) 試験開始時刻20分前までに、指定された席につく。
- 2) 試験時間内の退室は認めない。
- 3) 学生証を机上通路側に置く。
- 4) 学生証を携帯しない場合は、試験室入室前に教務・学生部にて、500円の証紙を貼付して受験許可書の交付を受ける。
- 5) 机上には、筆記用具および指定されたもの以外置いてはならない。
- 6) 試験開始20分以後の入室はできない。
- 7) 試験室内では、監督者の指示に従う。
- 8) 不正行為を行った者は、ただちに受験停止となり、当該科目を含めて、その学期すべての科目の成績を無効にし、かつ試験終了日まで停学処分となる。
- 9) 感染性疾患に罹患した場合、歯科医師国家試験の受験資格に準ずる。
- 10) その他、大学から課せられた受験条件を満たさない場合は、受験を許可しない。

9 成 績

成績は、ペーパーテストだけでできれば良い、というものではなく、日常の出欠席状況や受講態度等を含めて、総合的に評価される。したがって、日頃から勉学に対する真摯な態度が望まれる。シラバスの評価を熟読するとともに、とくに欠席・遅刻には、十分に注意すること。

成 績 評 価

成績は、評点または評語（秀，優，良，可，不可の5段階）をもって表示する。ただし，第4学年の共用試験と第6学年は別扱いとする。

前学期成績，および前年度成績は，それぞれ10月中旬以降，4月下旬以降に，学生本人および学生保証人に各1通発行交付する。原則，再発行はしないため，大切に保管すること。

点数区分	評価の表示方法
90～100点	秀
80～89点	優
70～79点	良
65～69点	可
65点未満	不可

10 進級・留級・卒業

進級について

- 1) 教授会は、試験の結果および出欠席の状況等を総合的に審査し、進級判定および単位の認定を行う（学則第38条）。
- 2) 進級判定および単位の認定は、毎年度、各学年について行う。
- 3) 各学年度において進級判定を得た者は、次の学年に進級する。
- 4) 第1～5学年の各科目について、評点が65点以上の場合は、単位を認定する。
- 5) 各科目について上記4)に規定する点数未満の場合は、欠点科目として単位を認定しない。当該科目は、単位未修得科目となる。
- 6) 単位未修得科目を有したまま進級判定を得た者は、次年度中に当該科目責任者の課す方法での単位修得を要す。

留級について

- 1) 次のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、留級とする。
 - ① 年度末の全科目成績平均点が、70点未満の場合
 - ② 修得単位数が所定数に満たない場合／単位未修得(欠点)科目が所定数を超える場合
 - ③ 全授業時間数の1/5以上を欠席した場合
 - ④ 第1～5学年において、総合試験の成績が70点未満の場合
 - ⑤ 第4学年において、共用試験の成績が国の定める到達基準に達しない場合
 - ⑥ 上記①～⑤には該当しないが、教授会において進級、卒業するにふさわしくないと判定された場合
- 2) 留級となった者は、原級に留まる。(原級留置)

卒業について

- 1) 第6学年の総合科目①②③の試験（本試験①②③）に合格し、単位を取得した者には、学士試験（卒業試験）の受験資格を与える。
- 2) 学士試験の合格基準は70点とする。
- 3) 教授会の審査により、学士試験に合格した者は卒業内定とし、本試験③終了後の出席要件を満たした者に学士（歯学）の学位を授与する。学士（歯学）は、歯科医師国家試験受験資格を有する。

11 休学・復学・退学・除籍

休学	病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、医師の診断書または明確な理由書を添えて、保証人連署のうえ、休学願を提出する。許可されれば、その学年の終りまで休学することができる。 休学は、1年を超えることはできないが、特別の理由のあるときは、再度申し出ること。 なお、休学期間は、通算して6年を超えることはできない。
復学	休学の事由が止んだとき、または休学期間の満了したときは、復学願を提出し許可を受けなければならない。
退学	1) 自主的退学（依願退学） 病気その他の理由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えること。 2) 強制的退学（懲戒退学） 懲戒による退学となる場合は、次のとおりとする。 ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 ③ 正当な理由がなくて出席常でない者 ④ 大学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者
除籍	1) 除籍（自動的退学）となる場合は、次のとおりとする。 ① 指定の期日までに、授業料等の学生納付金を納入しない者 ② 病気その他の理由で、成業の見込みがないと認めた者 ③ 同一学年を2回留年した者 ④ 休学期間が、通算して6年を超えてなお修学できない者 ⑤ 在学12年を超えた者

復 籍

2) 復籍となる場合は、次のとおり。

除籍①②の理由が消滅した場合は、手続きを経て復籍することができる。

原則1回に限り、除籍となった日の翌年度から起算して2年を限度とする。

休 学 届 の 提 出 期 限

	対象期間	届出提出期限
休 学	4月1日～ 翌年3月31日	当該年 12月25日必着

ただし、第6学年は別に定める。

ここに記載された事項は、諸君の将来を左右することであるので、短絡的な考えから行動を起こさず、あらかじめ学年主任・副主任、教務・学生部に相談すること。

12 クラス

クラス編成

クラスは、原則として1学年1クラス編成である。

ただし、1年における自然科学系科目(実習)、基礎教育科目、体育実技の授業は、2クラス編成で行うことがある。学生番号の奇数の者をA組、偶数の者をB組とする。

学生番号

各学年ごとに、1番から五十音順に各学生の番号を定める。学年中はこの学生番号が用いられるので、記憶しておくこと。

学年主任 及び副主任

各学年ごとに、学年主任・副主任(ともに教員)をおく。

これは教員側の窓口として設けるもので、学生諸君とできるだけ接触し、成績のこと、個人的問題などの相談に応じて指導助言を行うので、遠慮なく相談されたい。

学年委員

各学年ごとに、数名の学年委員(学生)を選び、大学との連絡に当たる。学生全体としての要望等も、この学年委員を通して行う。

学年委員は、大学と学生との重要なパイプ役であることを認識して、学年主任等と常に密接な連絡を保って、大学と学生との意思疎通を図る。

13 一般心得

校章	大学行事の際は、必ず校章バッチを付けること。
ネームホルダー	大学構内の防犯強化を目的として、学生証を入れたネームホルダーの着用を義務付けている。
授業	授業は真摯に、静粛に受講すること。 無断で授業内容を撮影・録画・録音することは一切認めない(教職員が退室を指示できる)。 授業開始時刻までに必ず着席し、定刻に始業できるよう準備すること。 授業時間中は、廊下の通行、その他学内において、他の授業の妨げにならないよう静粛にすること。
実習	実習においては、必ず指定された清潔な白衣、ネームプレートをつけること。
懲戒	1) 学則その他学内諸規程に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する（詳細は懲戒規程に定める）。 2) 懲戒は、訓告、停学および退学とする。 3) 退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。 ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 ③正当な理由がなくて出席常でない者 ④本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者 4) 上記以外にも、学生指導内規に準じ「嚴重注意」、「始末書提出」等の各処分を学生部が実施する場合がある。ただし、処分を受けたらそれで済むというわけではない。繰り返せば学生の本分に反しているとみなされ、進級・卒業判定に影響

喫煙

するので注意すること。

生命歯学部，附属病院とも敷地内禁煙

（電子タバコ等も含む）

隠れタバコは，火災の元になるので絶対しないこと。タバコ，電子タバコ等の違反者は懲戒および指導の対象とする。

現在，医療人である歯科医師等に対して，非喫煙者であることがより強く求められている。喫煙を覚えない，喫煙を早急に止めることを心がけたい。本学周囲の飯田橋・富士見地区は，千代田区生活環境条例により路上喫煙・吸いガラのポイ捨て等の禁止区域となっており，違反した場合には2万円以下の過料（当面は2千円）が科せられることもある。そのため，本学では全学をあげて禁煙支援を行っている。禁煙支援を希望する者は教務・学生部に遠慮なく相談されたい。条例に違反した場合には懲戒および指導の対象となる。

車 輛 通 学

自動車，オートバイ，電動キックボード，および自転車での通学は，原則として認めない。

ただし，自転車駐輪場の使用許可（教務・学生部への事前書類提出が必要）を得た者を除く（オートバイおよび電動キックボードは不可）。

自転車駐輪場の使用許可を得た者は，自転車保険へ加入したうえで，以下の「自転車安全利用五則」を遵守すること。

1. 車道が原則，左側を通行 歩道は例外，歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って，安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

道路交通法の改正に伴い，自転車の危険な運転に新しい罰則が設けられ，運転中の“ながらスマホ”を行った違反者は6か

	月以下の懲役または10万円以下の罰金となる。 酒気帯び運転においては3年以下の懲役または50万円以下の罰金となっているので、絶対に行わないこと。 附属病院への駐輪は厳禁とする。
災 害 予 防	火災、その他の災害予防に細心の注意を払い、災害発生のおときは教職員の指示に従う。また、普段から避難経路を確認しておくこと。
ロ ッ カ ー	各学生にロッカーを貸与する。ロッカーは全学生が持ち回りで使用するものなので、改造、改変は一切行わないこと。 粘着性のテープやステッカー、フック等を貼り付けたりしないこと。補修を必要とした場合には修繕費を請求する。 各自暗証番号や鍵等を設定し（定期的に暗証番号は変更すること）、管理すること（ロッカーの保守は万全でないことを留意し、貴重品は決して入れない）。また、学年末に空け渡し、改めて新年度に貸与を受ける。
ゴミの分別集収	ゴミは備え付けのゴミ箱に捨てること。 学内のゴミは学内のリサイクルセンターで分別処理されているので、分別集収に協力すること。
そ の 他	学内備え付けの機械、器具、図書、設備、その他の物品はすべて大切に取り扱い、万一破損または紛失した場合は、直ちに教務・学生部へ届け出て指示を受けること。また、備品を移動する場合は、必ず届け出て許可を受けること。 建物、備品、器具等を破損もしくは滅失したときは、原則として使用者においてその損害を弁償するものとする。 大学敷地内ならびに大学付近において、スマートフォン等を操作しながら、あるいは、両耳をイヤホンで塞いだまま等の行為は、危険を伴うため固く禁じる。

飲 酒

〔死を招く急性アルコール中毒〕

適量のアルコールは個人や社会生活にくつろぎの場をつくり、人間関係を円滑にする効果をもっているが、以下の事項に充分配慮し飲み過ぎによる事故を避けること。

注) 20歳未満の学生は決して飲酒しないこと。

- 1) イッキ飲みは、決してしない。
- 2) 20歳未満の人や、飲めない人には、すすめない。
- 3) 自分のペースを守り、飲める人でも「ほろ酔い」程度で切り上げる。
- 4) 体調の悪いとき、服薬中は飲まない。

薬物犯罪の防止について

「一度くらいなら良いだろう」、「自分だけは大丈夫」等の安易な考えは決して持たず、危険な薬物には絶対手を出さない。また、誘われても断る勇気を持つこと。

本学では薬物乱用の根絶に向けた取組を図るため、毎年、入学時のガイダンスを活用して、所轄の警察署と連携して薬物犯罪防止の教育講演を行なっている。

この教育を通じて薬物乱用を拒絶する規範意識の向上と医療生としての自覚等を求める動機づけとしている。

国 民 年 金

20歳以上の学生は国民年金の第1号被保険者として加入が義務づけられている。国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがある。平成12年4月から学生納付特例制度を利用し届出(申請)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる。(詳しくは、市区町村の国民年金窓口へ。)

消費者トラブル

消費者トラブルに陥らないよう、物品の購入や契約には十分注意を払うこと。困ったときには下記の機関に相談すること。

(消費者トラブル事例)

- 1) 迷惑メールがきっかけの不当請求
- 2) 多重債務(クレジットの多額借金)

- 3) いわゆるマルチ商法（すぐ元が取れる，必ず儲かる）
- 4) ネット通販・ネットオークション
- 5) デート（恋人）商法

（公的相談窓口）

- 1. 経済産業省消費者相談室 03-3501-4657
- 2. 日本消費者協会消費者相談室 03-5282-5319

SNS の利用

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は，トラブルにもなりやすいため使用については以下の点に十分注意すること。

- ・公開設定を十分確認し，個人情報の取り扱いには注意する。
- ・病院や学内での守秘義務に従い，不用意な情報を投稿しない。
- ・授業や病院内での撮影は禁止であり，情報共有や SNS 等への掲載をしない。
- ・誹謗中傷や個人攻撃，嫌がらせやハラスメント等は厳に慎む。
- ・投稿する際は他者がどのように受け止めるかを十分考えて行う。
- ・SNS 等で募集されるいわゆる「闇バイト」には十分注意し，安易な考えで連絡をしない。

予期せぬ反応や不用意な発言により，処分を受ける場合もある。

講堂内等美化

講堂内で出たごみは分別して捨てる。

講堂内やロッカー上部に置いてあるすべての物は，放置物と判断し，即時廃棄とする。事後の問合せには一切応じない。

14 教務・学生部

学生諸君に直接関係する事務の窓口は、教務・学生部である。各種の願・届出の事務手続き、連絡など、在学中もっとも関連深い重要な部であるから、常に密接な連絡を保って指導助言を受けること。

窓 口 教務・学生部

本館1階

学務予定、授業時間表の編成、授業運営、試験の準備・施行、成績の記録・発表、進級・留級・卒業に関すること、学生生活上のすべてについて担当している。

成績についての不明な点、心配ごとがあれば、いつでも問い合わせること。

在学証明書等各種証明書の発行、各種願・届出等の受付、出席・欠席の管理、クラブ活動・課外活動の連絡、諸施設の使用、学生証・学割証の発行、学生総合保険事務、また一身上、経済上、健康上の心配ごと等、個人的な相談にも応じるので、気軽に遠慮なく立ち寄ること。

教務部長 新谷明一 教授

学生部長 田谷雄二 教授

なお、日本学生支援機構、本学育英基金等の奨学制度も取り扱っている。

学 生 相 談

教務・学生部業務の一環として、学生部長を中心に学生生活上の相談相手となるよう努めている。また、教務・学生部嘱託のカウンセラーにも随時相談できる。諸君が明るい楽しい学生生活を送るため、人生問題、友人・異性問題、家庭・対人問題、精神・健康問題等の身上問題があれば、独り思い悩むことなく、進んで学内カウンセラーや学生部・学年主任に相談する

ハラスメント

こと。両者で力を合わせて問題を解決していきたいと考えている。

本学ではハラスメントの発生を防止し、健全で快適なキャンパス環境を維持することを目的として、生命歯学部長を委員長とするハラスメント防止対策委員会が設置されている。毎年、本学学生や教職員を対象に講演会の開催や、リーフレットを作成し、ハラスメント防止に関する啓発活動や相談を行っている。

定義：就学の場において、年齢・思想・性別等によって生じる権力関係を不当に利用して、相手の人格や人権を侵害する行為をいう。以下に代表的な、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とアカデミック・ハラスメント（アカハラ）の主な具体例を示す。

セクハラ：

- ・個人的な性的要求に対する服従または拒否を、教育上の指導や学業成績等に反映させること。
- ・性的な内容の電話をかけたり、手紙・Eメールを送ること。

アカハラ：

- ・主観的な基準により、不公正な教育評価をすること。
- ・進路に関して、教育的配慮に欠けた妨害や干渉をすること。
- ・教育指導において、人格を否定するような暴言を吐くこと。

ハラスメント の防止と対処

防 止

- ・お互いの人格や個人の価値を尊重しあう。
- ・偏見をなくし、一人一人の個性を認めあう。
- ・相手が拒絶したり嫌がる場合は、同じ言動を繰り返さない。

対 処

- ・ ハラスメントに対する行動をためらわない。
- ・ 家族、友人や教員等信頼できる身近な人、教務・学生部
教職員、学年主任・副主任、ハラスメント相談員に相談
する。

相談窓口 教務・学生部

保健室

E-mail アドレス : help@tky.ndu.ac.jp

教務・学生部、相談委員は、あなたの希望に応じて対応するので、一人で悩まずに安心して相談してほしい。もしもハラスメントの場面に居合わせたり、相談を受けた場合も、遠慮せずに相談されたい。

心身の障がい
等 での
支援相談窓口

本学では障害者差別解消法の主旨に沿って、支援希望を受け付ける相談窓口を設けている。支援希望者は教務・学生部窓口まで申し出ること。

そ の 他

事務系には、その他の部として、庶務部、人事部、用度営繕部、経理部、院務部等があり、それぞれの事務を取扱っている。

15 学生奨学制度

本学には、学生諸君に対する独自の奨学制度が2つある。それは、保護者の死去により修学困難となった者を対象とした育英奨学制度と優秀な人材育成を目的とした学術奨励制度である。いずれも、学生諸君の勉学奨励を期して設けられた制度である。

育英奨学

- 1) 在学中、不幸にして学費出資者が死去したために修学困難となった場合、学生の経済的援助を行うことを目的として育英奨学金を支給している。
- 2) 奨学金は、毎月7万円、年額84万円を支給する。
- 3) 奨学金は無償とし、返還を必要としない。

学術奨励賞

- 1) 優秀な人材を育成することを目的として学業・人物とも優れた者に奨励金を支給する。ただし、学内の規範に違反した者などは対象外とする。
- 2) 各学年10名以内・総員60名以内に対し、1名の者に30万円、その他の者には各10万円を支給。奨励金は無償とし、返還を必要としない。なお、対象者が同点により、11名以上の場合は、科目の平均点や出欠状況等により決定する。

成績優秀賞

各学年で総合平均点が80点以上の者に、成績優秀賞を与える。

日本学生支援 機構奨学金 および その他機関の 各種奨学制度

成績が優秀な学生で経済的理由のため修学が困難な者に奨学金を貸与している日本学生支援機構（旧日本育英会）に、奨学規定により推薦をすることができる。毎年度始めに募集するので、希望者は申し出ること。

また、その他の機関の奨学制度もある。本学の制度を含めて、いずれも相談・申込み窓口は教務・学生部である。なお、

一部奨学制度の採用基準である GPA (Grade Point Average) にも対応する。

16 学生総合保険

学生諸君が在学中、不幸にして不慮の災害や事故に遭遇してケガをしたり、他人に損害を与え賠償責任が生じた場合、総合的に保険金が保障される制度である。入学時に加入して、以後は在学中毎年自動更新になる。

下記の事項を参照のうえ、該当する事故が発生した時には、すみやかに教務・学生部へ申し出て手続きをすること。

特

色

1) 本制度は、本学および公益財団法人日本国際教育支援協会が後記保険会社と契約したもので、一般より安い保険料で補償を受けられる。

2) 学内の事故に限らず、学外での事故も補償される。学生教育研究災害傷害保険により、特に学内の事故に係る補償は充実している。

また、学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）により、病気による治療費や、扶養者が急激かつ偶然的な外来の事故（ケガ）によって死亡した場合等の学資費用も補償することができ、安心して学生生活を送ることができる体制を構築している。

3) 傷害による後遺障害についても補償される。

4) 本人の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊し、損害賠償を請求された場合に、その補償を受けられる。また、学研災付帯賠償責任保険により、正課又は学校行事として位置づける実習において、医療専門資格を取得している学生が、その専門資格に関わる行為を行った場合の賠償責任も補償対象となっている。

契 約 者
対 象 者
掛 金
制 度 概 要

5) 臨床実習中に、万一、針刺し事故等により感染のおそれが生じた場合、また、同様の事故により、感染のうえ発病した場合は、その治療に関連する費用が補償される。

6) 補償は1年契約で毎年更新される。

(但し、学研災付帯学生生活総合保険は卒業予定年次までの一括加入。)

7) 本学の学生は、無審査で加入できる。

日本歯科大学と東京海上日動火災保険(株)

日本歯科大学学生

1人につき年額8,000円

保険の名称	保険期間	保険料
学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	毎年4月1日(午前0時)から翌年の3月31日(午後12時)まで。	8,000円
総合生活保険 (こども総合補償)	毎年4月15日(午前0時)から翌年の4月15日(午後4時)まで。 新規加入者は、初年度の4月14日までは補償されない。	

任意加入

任意加入としている「学研災付帯学生生活総合保険」に関する詳細は、「学研災付帯学生生活総合保険」のパンフレットを参照すること。

保険の名称	保険期間	保険料
学研災付帯学生生活総合保険	申し込み年次の4月1日(午前0時)から卒業予定年次の4月1日(午後4時)まで。 但し、4月1日以降に申し込みの方は、振込日翌日から補償開始となる。	付帯学総 パンフレット参照

補 償 の 概 要

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険，総合生活保険（こども総合補償）【全員加入】

詳しい内容については，「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任加入者のしおり」「学生・生徒総合保険ご契約のしおり」を参照すること。なお下記 URL にも掲載されている。

加入者のしおり等掲載先

<https://www.tky.ndu.ac.jp/campuslife/fees.html>

保険金の請求
手続きおよび
支払い方法

1) 請求手続き

■該当する事故が発生した場合は，**30日以内に引受保険会社**に**通知**しなければならない。したがって，本人が連絡できる場合には本人が，それが不可能な場合には，家人又は友人等が速やかに下記窓口へ申し出ること。それぞれの保険により，手続きおよび書類の作成方法等が異なるので，保険担当者の案内に従うこと。

【申し出窓口】

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険，総合生活保険（こども総合補償）	生命歯学部 教務・学生部 03-3261-8311
学研災付帯学生生活総合保険	取扱代理店 (株)イマジン・クオリティーズ 03-6822-6681

■賠償が必要と思われる事故が発生した場合は、事故の対応について相談すること。引受保険会社と相談しながら、被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめる。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ずに示談金や保険金を支払った場合は、その一部あるいは全部において保険金を支払えないことがあるので注意すること。

※2017年4月1日以降始期の総合生活保険（こども総合補償）には「示談交渉サービス」が付帯されるため、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う。

2) 保険金支払い方法

保険金は、引受保険会社より指定の受取人口座へ振り込まれる。

3) 注意事項

- ① 学生証及び健康保険証は、常に携帯すること。
- ② その他、事例によっては、事故の状況、示談の経過等が重要な問題となることがあるので、保険担当窓口と密に連絡を取ること。

17 証 明 書

学 生 証

学生証は、本学学生であることを証明するものである。必ず携帯して、学内学外において必要な時、いつでも提示できるようにしておかなければならない。とくに学内では各種の証明書の交付を受ける時、試験を受ける時、図書館を利用する時、学外では交通機関を利用する時、身分の証明を要する時に必要となる。重要な個人情報であるので、学外での第3者への提示および日常の取扱いには細心の注意をする。

学生証の有効期間は当該年度までで、原則として入学時に発行する。また、年度始めに当該学生在籍確認印が押印された裏面シールを受け取らなければならない。また、紛失や破損した場合は、再交付を教務・学生部に願い出ること。

なお、有効期間満了時、卒業時もしくは退学その他の理由により学籍を離れる場合は、学生証を返還しなければならない。

また、同時に配付する学生証注意事項記載カードをよく読み、学生証と併せて携帯しておくこと。

通学定期券

通学定期券の購入を必要とする場合は、各交通機関の販売窓口で学生証（通学定期証明書）を提示する。

学 割 証

学生旅客運賃割引証（学割）は、1人1回4枚、年間10枚以内となっているので、帰省や旅行をする時に、教務・学生部窓口で学割証の交付を受ける。

各種証明書

各種証明書を必要とする場合は、教務・学生部窓口で交付を受ける。（「証明書一覧表」参照）

18 届 出

個人記録書	入学時に個人記録書の提出を求めるが、これは学生諸君の在学中の原簿となるものであるから、正確に洩れなく記載する。
住 所	入学時に住所録の提出を求めるが、これは学生諸君の連絡先、現住所を把握するものであるから、正確に記載する。
住 所 変 更	年度の途中で引越したり、住所表示変更で住所変更が生じた場合は、その都度すみやかに新しい住所を教務・学生部に届け出る。
身 上 変 更	学生、保証人等に転籍、転居、住所変更（住所表示変更）、姓名変更等、一身上に関する変更が生じた場合は、その都度すみやかに教務・学生部に届け出る。
遺 失 等	学内で物品を遺失した場合、また他人の物品を拾得した場合は、その旨すみやかに教務・学生部に届け出る。

19 願・届・証明書の手続き

受 付 窓 口	願・届・証明書の届出および申込みは、すべて教務・学生部窓口（本館1階事務室）で行う。様式については、窓口にお問い合わせること。
手 数 料	各種証明書および学生証再交付願、追再試験受験申告票の場合は、所定の手数料を徴収する。
証 紙	手数料を要するものは、本学所定の証紙を用いる。
手 続 方 法	手続きの方法は、教務・学生部窓口にて所定の用紙を受け、売店にて手数料に見合う証紙を購入し、用紙の所定欄に貼付して提出する。
そ の 他	発行までに3週間以上を要する証明書等があるので、日数に余裕をもって申し込むこと。

20 願・届・証明書等一覧表

願・届出書

種 類	
欠 席 届	休 学 願
身 上 変 更 届	復 学 願
物 品 借 用 願	退 学 願
学 生 証 再 発 行 願	講 堂 使 用 願
追再試験受験申告票	学内（外）集会許可願
受 験 許 可 願	

証 明 書 等

証明書の種類	手数料（1枚につき）	発行日数
在 学（籍）証 明 書	500円	3 日
在 学 期 間 証 明 書	1,000円	3 日
卒 業 証 明 書	1,000円	1 日
卒 業 見 込 証 明 書	500円	1 日
成 績 証 明 書	1,000円	1 週間
推 薦 書	1,000円	2～3 週間
学 生 証 再 発 行	2,000円	1 日
学生ネームホルダー再発行	2,000円	随時
各種パスワード再発行	2,000円	3 日
学 割 証	—	1 日
定 型 外 証 明 書	2,000円	2 週間

※証明書の申請は余裕をもって行うこと。

21 課 外 活 動

学生諸君は入学と同時に学生会に加入して、学生相互の親睦と福祉をはかり、また文化・スポーツ・学術等の分野で課外活動を行い、心身を鍛練するため、同好会・クラブ・研究会等に加入することができる。

学 生 会

学生会は学生相互の親睦と福祉を図り、学生の自主性の向上と共に日本歯科大学発展の為に努力することを目的として作られた学生組織である。

学生委員長のもとに文化部・体育会・学術部で構成された三部会キャプテン会議がある。

富士見祭等学生行事の立案企画、学生の意見や要望を大学に伝えるパイプ役となっている。

ク ラ ブ 結 成

学生諸君が学内で、クラブ・研究会・同好会等を結成しようとする場合は、代表責任者2名と顧問（教員）を定め、所定の手続きを経て許可を得る。

学 外 活 動

団体で学外の団体に参加しようとする場合は、顧問の承認を得て、所定の手続きを経て許可を得る。また、本学名を使用して、学外で団体活動をする場合も、顧問の承諾を経て、代表責任者2名が、1カ月前までに所定の手続きを経て許可を得る。

部 員 の 勧 誘

新入生へのクラブ勧誘については、学生会主催のクラブ紹介以降とする。入部および退部については、あくまでも学生本人の意思を尊重する。また、それを妨げることはできない。

学 内 集 会

学内において集会を開こうとする場合は、2週間前までに所定の手続きを経て許可を得る。集会のため本学の諸施設（物品）を使用する場合には、前もって施設（物品）使用の許可を得る。

使 用 施 設

1) 学内で許可を得て使用できる施設は、次のとおり。この場合には、施設予約システムから申請する。

- ① 講 堂
- ② セミナー室
- ③ 体 育 館
- ④ 東小金井スポーツ施設
- ⑤ そ の 他

学 内 掲 示

学内に各種の掲示をしようとする場合は、教務・学生部で許可を得て、所定の場所に掲示する。

印 刷 宣 伝

新聞、雑誌、小冊子、ポスター、その他印刷物を刊行頒布しようとする場合は、前もって印刷物2部を添えて教務・学生部に届け出て許可を得る。

また学内において、演説、宣伝、署名、募金等をしようとする場合は、前もって届け出て許可を得る。

学 内 門 限

1) 学内門限は次のとおりとする。

- ① 原則として、午前8時から午後9時までとする。

したがって、部室、音楽室、セミナー室、講堂等の使用者も午後9時までに下校する（学生技工室の使用は午後8時まで）。

使用予約が必要な施設は必ず使用許可を受けて使用すること。

上記時間外に使用する場合は、学生部長宛の申請書を提出し、許可を受ける。

- ② セミナー室、会議室、講堂等の使用時間について（使用許可制）

・平日の使用時間は、TA（ティーチング・アシスタント）制度を含め、午前9時から午後9時までとする。

ただし、授業のある日はこの限りではない。

- ③ 図書館の利用については、図書館利用規程に従う。
 - ④ 平日における東小金井スポーツ施設については、毎週月・火曜日を除き、午前9時～午後6時とする。平日における体育館の利用については、午前9時～午後9時までとする。休日の利用は用度営繕部で確認のこと。
- 時間外開放は、公式試合のみとし、原則利用時間前後1時間までとする。**

短大学生が学部学生のクラブ活動に入会を希望することは、両校学生が交流を深める良い機会である。各クラブは積極的に参加を受け入れてもらいたい。

22 学 生 の 催 し

新入生歓迎会

希望に燃えて入学した新入生を、在学生在が迎える歓迎会が、4月上旬に学生会主催で開かれる。学生会の説明、クラブの紹介や勧誘が行われる。

ク ラ ブ 活 動 週 間

クラブ活動週間として、4月下旬から5月初旬の連休を利用して、新潟生命歯学部学生との合同合宿をはじめ、運動系クラブ・同好会の強化合宿、文化部・学術部系クラブの催しや小旅行などが行われる。

園遊会および 歯学体結団式

7月上旬にクラブ間の親睦を深め交流を図る園遊会と歯学体夏期部門にのぞみ、必勝を誓い合う歯学体結団式が行われる。

富 士 見 祭 (大学祭)

学生の課外活動の総決算として、地名を冠した“富士見祭”が、10月上旬から11月上旬のいずれかの土日を利用して開催される。学生会主催により、体育祭、文化発表会、講演会、展示会、映画会、音楽会等、クラブ・同好会の日頃の研究や練習の成果が、それぞれ趣向を凝らして発表される年間最大の学生の祭典である。

球 技 大 会

夏季および冬季に体育会主催で行われる。クラブチーム以外にクラスメイトや有志で参加することができる。

鏡 開 き 歯学体冬期 部門結団式

1月上旬に体育会主催で行われる年頭の恒例行事。各クラブごとに新年の抱負を語る。同時に歯学体冬期部門の結団式も行われる。

23 厚生施設

ホール・オアシス

100周年記念館 1 階のホール・オアシスは、昼食提供サービス施設を備えた学生ホール。食堂として、談話コーナーとして、自習スペースとして利用できる。

食堂の営業時間は、午前11時30分から午後3時00分までで、セルフサービスとなっている。

歯磨きコーナーを設けているので、歯科学生として十分に活用して欲しい。

売店

売店は、本館地下1階にある。文房具、一般日用品、教科書、歯科材料、歯科器具を販売している。授業に必要なものは、おおむね揃っている（営業時間は午前8時30分から午後5時30分まで）。

附属病院

本学附属病院の歯科診療、内・外科・皮膚科診療を希望する学生は、病院新患受付に申し出て所定の手続きをとること。

東京木場寮

本学生命歯学部女子学生のための女子寮として、地下鉄東西線木場駅近くに東京木場寮がある。入寮希望者は教務・学生部まで問い合わせること。

24 図 書 館

場 所	100周年記念館 1階・2階・地下2階。
開 館 時 間	・ 月曜～金曜 午前9時～午後8時 ・ 変更の場合は、その都度掲示する。
休 館 日	土曜日 日曜日 国民の祝日 創立記念日 12月29日～翌年1月4日 臨時休館については、その都度定める。
閲 覧	地下2階にある一部の資料を除き、図書、雑誌、新聞等は、自由に閲覧することができる。
貸 出	・ 図書資料の館外貸出を希望する者は、貸出の手続きをとらなければならない。 学生証は必ず持参。 ・ 貸出冊数 3冊以内（貸出禁止図書を除く） ・ 貸出期間 図書は10日間、雑誌は5日間 延長は、予約者がいない場合にできる。 ・ 試験期、休暇期その他特別の事情のあるときは、冊数および期間を制限する。 ・ 借受けた図書資料は、他に転貸してはならない。 ・ 返却を延滞した者に対しては、一定期間貸出を停止する。さらに3か月以上未返却の場合は現物弁償とし、図書館で補充し代価請求をする。 ・ 自動貸出機の利用もできる。

複 写

- ・返却用ポストは、図書館前と病院内にある。
- ・コイン式コピー機を利用すること。
- ・原則として、当館に所蔵する資料のコピーに限る。ノート類の複写には応じない。

グ ル ー プ 学 習 室

2階閲覧室には、グループ学習室として小（4人前後）と大（6人前後）の2部屋がある。ひとりでの使用は禁止。

コンピュータ の 利 用

- ・インターネットの利用

図書館のホームページ



図書館

- ・各種の情報検索

外部データベースなど

コンピュータの利用については、館員のサポートはあるが、各自に基本的な知識があることを前提とする。

- ・レポート作成などは、パソコンルームを使用のこと。
- ・館内で飲食、雑談、携帯電話等、他の利用者の迷惑になる行為をしない。
- ・図書資料は大切に取扱い、書き込み、切り取り、汚損等をしていない。
- ・利用中の図書資料を著しく汚損、破損、または紛失した場合は、現物弁償をすること。
- ・貸出期間を厳守する。
- ・図書資料の無断持ち出し、その他の不正利用者に対しては、厳重に処置する。
- ・機器・備品は大切に扱うこと。
- ・閲覧机回りは乱雑にせず、清潔に使用すること。

利 用 注 意

25 パソコンルーム

	パソコンルームに設置されているパソコンのうち、常時、約50台を自習用として開放する。マナーを守って利用すること。
場 所	100周年記念館 3 階
開 放 日	月曜日～金曜日 休暇期間中と試験期間中は、別に定める。 課題がある場合は、開放台数を増加。
時 間	午前 9 時30分～午後 8 時 (パソコンルームでの授業時間帯を除く)
異 常 ・ 故 障	パソコンなどが、異常・故障と思われる場合は、速やかに図書館カウンターに届け出る。
インターネットの利用 使用上のルール	・ Mail は、大学配付のメールアドレスを利用すること。 最低限守るべきルール ・ コンピュータに関して 全学生の共有機器なので、乱暴な取り扱いをせずに、大切に使用すること。室外への持ち出しはできない。 ・ システムに関して システムの変更を禁止する。 全学生が共用する機器であることを常に意識して、自分勝手に迷惑な使用をしない。 ・ プリンタに関して 用紙は、図書館カウンターまで取りに行き、必要枚数をも らうこと。 ・ 飲食等、機器破損の原因となる行為はしないこと。
禁 止 事 項	・ 営利目的の使用 ・ 不正アクセス ・ 著作権、知的所有権の侵害

- ・ 公序良俗に反する利用
- ・ 機器類の無断持ち出し
- ・ コンピュータシステムの破壊, 改変, 有害プログラムの持込, その他故障の原因となる行為

→ 違反・不正行為が頻繁に起こった場合は, 止むを得ず, 当ルームの開放を中止することがある。

26 学 生 技 工 室

	学生技工室は、学生の自主的な歯科技術修練や諸実習の予習復習の場として設けている。
場 所	本館地下1階
開 放 日	月曜日～金曜日 休業期間中と試験期間中は、別途に定める。
時 間	正午～午後8時（当該学年の授業時間を除く）
作 業 内 容	・ 技工机上の一般的作業 ・ 模型調整 ・ 研磨作業 ・ 鑄造作業 ・ レジン填入作業 ・ その他
申 込 先	施設予約システム
注 意 事 項	・ 使用申込者以外は、入室しないこと。 ・ 技工机使用者は、座席の指定を受けること。 ・ 飲食は禁止する。 ・ 清掃は各自で行うこと。 ・ 備品の持ち出しは禁止する。紛失（盗難）時の補充は行わない。 ・ 備品の修理は、学生技工室入口にある「学生技工室機器修理申込書」にて、速やかに申請すること。 ・ 備品、器具等を破損もしくは滅失したときは、原則として使用者においてその損害を弁償するものとする。

27 危機事象への対応

近い将来、関東大震災級の大地震が東京近辺に起り得ることは、関係機関が明らかにしているとおりである。

本学では、教職員で組織する防災委員会を中心に、不時の災害に対して日常より、訓練・連絡会等を密にして万全を期している。とくに地震に対しては、冬期の夕刻、まだ全学年が授業中で、校内には学生・教職員約2千名がいるという、最も条件の悪い事態を前提にして種々の対策を立てている。

不幸にして、登校中に災害に遭遇した場合は、直ちに設置される災害対策本部の指示に従って、勝手な行動をとらないようにすること。

また、登校時でない場合においても大学に必ず連絡し、所在と被害状況を学年主任または大学（災害対策本部）に伝え、連絡事項を受けとること。

1) 地震発生時にとるべき行動

- ① 机の下に身を伏せる。授業中の場合は、机の下に伏せて、照明器具などの落下物から頭部を保護する。
- ② 火元・ガス栓の始末をする。
各実習室および病院においては、ただちに火を消す。小さな地震でも、火を消す習慣が必要である。
- ③ 戸をあけて、出入口を確保する。鉄扉は変形すると出入不能となる恐れがあるから、扉の近くの学生は出入口を確保する。
- ④ あわてて、外に飛び出さないように注意する。直接外部に接している出口は、ガラスや外壁が落下してくる恐れがあるので、まず外の様子を見る。

2) 地震が収まってからの行動

- ① 学外にいた者は、すみやかに学内にもどる。
- ② 本部では、各学年の点呼を行う。
- ③ 状況に応じて食糧・水を支給する。
- ④ 居住地により、帰宅させるか学内に宿泊させるか、本部より指示する。
帰宅する場合は、地域に応じて教職員・学生の班別行動をとる。決して一人で行動してはならない。

3) 安否確認方法〔NTT 災害用伝言ダイヤル〕

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合にNTTによって提供が開始される。

災害時に諸君の声を録音すれば、全国どこからでも再生し、聞くことができるサービスである。

伝言を録音するとき

- ①171をダイヤル
- ②音声にしたがい1をダイヤル
- ③被災地の人は自宅の電話番号を被災地以外の人は被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする
○○○ (△△△) □□□□
- ④伝言を吹きこむ (30秒以内)
(音声) 伝言をお預かりしました。

伝言を再生するとき

- ①171をダイヤル
- ②音声にしたがい2をダイヤル
- ③被災地の人は自宅の電話番号を被災地以外の人は被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする
○○○ (△△△) □□□□
- ④伝言を聞く
(音声) 電話をお切り下さい。

※災害用伝言ダイヤル「171」体験利用

- ・ 毎月1日、15日 (24時間利用可能)
- ・ 正月三が日
- ・ 防災週間 (毎年8/30～9/5)
- ・ 防災とボランティア週間 (同1/15～1/21)

日頃から家族で災害時の連絡方法について話し合いをしておきましょう。

4) 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

【Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応】

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

5) 学校にいる場合

【校舎内の対応】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、講堂内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ること。

・校外活動中の場合

屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。

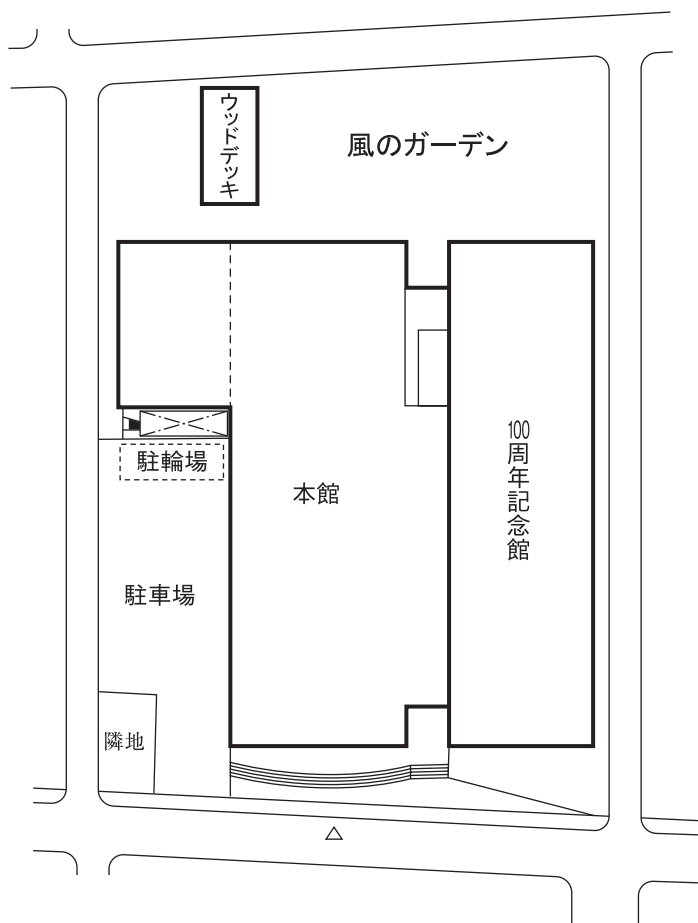
6) 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、J アラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。

28 学 内 案 内 図



各フロア一覧表

	本 館	100周年記念館
8階	富士見ホール・展示ホール	
7階	臨床実習室 臨床講義室（171講堂）	
6階	実習室 （化学・生化学・組織学・病理学）	学生会室 文化・学術部室
5階	実習室 （微生物学・衛生学・生理学・薬理学）	講堂（151・152）
4階	実習室 （生物学・口腔解剖学・歯科理工学）	講堂（141・142）
3階	講堂（131・132・133・134・135） セミナー室（1～9）	パソコンルーム
2階		校友会・歯学会室
1階	保健室 事務室（教務・学生部・用度営繕部）	図書館
地下1階	売店 学生技工室 学生音楽室 ロッカー室	九段ホール

29 令和7年度 授業科目別責任者一覧

第1学年

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
1	医療コミュニケーション学	隈部まち子	客員教授	シラバス参照
2	心理学	栗原佳代子	非常勤講師	
3	物理学	小野 裕明	准教授	
4	数学	小野 裕明	准教授	
5	病院医療概論	内川 喜盛	教授	
		柵木 寿男	准教授	
6	化学	戸円 智幸	准教授	
7	生物学実習	田谷 雄二	教授	
8	スポーツ・健康学実技	中田 賢一	非常勤講師	
9	国語表現	小原佳那子	非常勤講師	
10	学習法基本概論	田谷 雄二	教授	
11	歯科医療情報学実習	安藤 文人	准教授	
12	生命歯学概論	新谷 明一	教授	
		内川 喜盛	教授	
13	プロフェッショナルリズム 1	菊池憲一郎	教授	
		添野 雄一	教授	
14	生物学	堀江 哲郎	講師	
15	医学英語	横山 知美	講師	
16	人類学	馬場 悠男	客員教授	
17	法学	益田 雄真	非常勤講師	
18	社会福祉学	高山由美子	非常勤講師	
19	話し合い基盤型問題解決演習	田谷 雄二	教授	
20	化学実習	戸円 智幸	准教授	
21	発生と再生	中原 貴	教授	
22	行動科学	俣木 志朗	客員教授	
23	歯の解剖学	春原 正隆	教授	
		菊池憲一郎	教授	
24	医学統計学	一宮 頼子	客員教授	
25	食育学	名生 幸恵	講師	

第2学年

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
1	微生物学	高橋 幸裕	教授	シラバス参照
2	解剖学	春原 正隆	教授	
3	解剖学実習	春原 正隆	教授	
4	スポーツ歯学	五味 治徳	教授	
5	歯科理工学	新谷 明一	教授	
6	生理学	佐伯 周子	教授	
7	プロフェッショナルリズム2	菊池憲一郎	教授	
		添野 雄一	教授	
8	生化学	美原 希美	講師	
9	衛生・公衆衛生学	講座代表者		
10	コミュニケーション概論実習	岩田 洋	准教授	
11	歯学英语	横山 知美	講師	
12	歯の解剖学	春原 正隆	教授	
		菊池憲一郎	教授	
13	歯の解剖学実習	春原 正隆	教授	
		菊池憲一郎	教授	
14	薬理学	筒井 健夫	教授	
15	歯科法医学	岩原 香織	教授	
16	組織学	菊池憲一郎	教授	
17	臨床につなげる基礎学と教養	菊池憲一郎	教授	
		添野 雄一	教授	
18	病理学	添野 雄一	教授	
19	生命歯学探究（講義）	添野 雄一	教授	
		新谷 明一	教授	
20	生命歯学探究（実習）	添野 雄一	教授	
		新谷 明一	教授	
21	地域連携・在宅医療概論	田村 文誉	教授	
22	生化学実習	千葉 忠成	准教授	
23	生理学実習	佐伯 周子	教授	

第3学年

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
1	病理学	添野 雄一	教授	シラバス参照
2	全部床義歯補綴学	隅田 由香	教授	
3	組織学	菊池憲一郎	教授	
4	組織学実習	菊池憲一郎	教授	
5	口腔保健学	講座代表者		
6	微生物学	高橋 幸裕	教授	
7	微生物学実習	高橋 幸裕	教授	
8	歯冠補綴学	五味 治徳	教授	
9	生理学	佐伯 周子	教授	
10	薬理学実習	筒井 健夫	教授	
11	歯科放射線学	河合 泰輔	教授	
12	生化学	今井 一志	教授	
13	歯科理工学	新谷 明一	教授	
14	歯科理工学実習	新谷 明一	教授	
15	薬理学	筒井 健夫	教授	
16	口腔外科学	里見 貴史	教授	
17	歯科硬組織修復学	講座代表者		
18	解剖学	春原 正隆	教授	
19	歯科矯正学	新井 一仁	教授	
20	歯科硬組織修復学実習	講座代表者		
21	歯周病学	沼部 幸博	教授	
22	歯内療法学	講座代表者		
23	小児歯科学	荻部 洋行	教授	
24	外科学	櫻井 健一	教授	
25	高齢者歯科学	菊谷 武	教授	
26	口腔保健学	田中とも子	准教授	
27	衛生学・口腔衛生学実習	講座代表者		
28	内科学	谷 樹昌	教授	
29	病理学実習	添野 雄一	教授	

第4学年

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
1	歯科矯正学実習	新井 一仁	教授	シラバス参照
2	歯科矯正学	新井 一仁	教授	
3	口腔内科学	松野 智宣	教授	
		石垣 佳希	教授	
4	歯科硬組織修復学	講座代表者		
5	歯内療法学	講座代表者		
6	歯内療法学実習	講座代表者		
7	小児歯科学実習	荏部 洋行	教授	
8	小児歯科学	荏部 洋行	教授	
9	歯科麻酔・救急処置	砂田 勝久	教授	
10	歯冠補綴学実習	五味 治徳	教授	
11	全部床義歯補綴学実習	隅田 由香	教授	
12	歯科放射線学	河合 泰輔	教授	
13	歯冠補綴学	五味 治徳	教授	
14	歯周病学	沼部 幸博	教授	
15	部分床義歯補綴学	隅田 由香	教授	
16	総合基礎歯学〔微生物学〕	高橋 幸裕	教授	
17	総合基礎歯学〔歯科理工学〕	新谷 明一	教授	
18	口腔衛生学	講座代表者		
19	総合基礎歯学〔解剖学〕	春原 正隆	教授	
20	総合基礎歯学〔組織学〕	菊池憲一郎	教授	
21	総合基礎歯学〔病理学〕	添野 雄一	教授	
22	総合基礎歯学〔生化学〕	今井 一志	教授	
23	総合基礎歯学〔生理学〕	佐伯 周子	教授	
24	総合基礎歯学〔薬理学〕	筒井 健夫	教授	
25	統合臨床基礎学実習	前田 宗宏	准教授	
26	歯周病学実習	沼部 幸博	教授	
27	口腔インプラント学	柳井 智恵	教授	

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
28	障害者歯科学	内川 喜盛	教授	シラバス参照
29	部分床義歯補綴学実習	隅田 由香	教授	
30	口腔外科の基本手技実習	里見 貴史	教授	
		砂田 勝久	教授	
		柳井 智恵	教授	

第5学年

	科 目 名	科目責任者	職階	オフィスアワー
1	臨床実習	内川 喜盛	教授	シラバス参照

30 日本歯科大学学則より抜粋

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、高等教育の教育機関として、広く知識を授けると共に、深く歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とし、もって人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献することを使命とする。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は6年とする。

2 学生は、12年を超えて在学することができない。

3 第15条第1項に規定する編入学の学生は、同15条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することができない。

4 前2・3項の在学年数制限について、教授会の議を経て、学長が決定する場合は、制限年数を超えて在学することができる。

第4章 休学、転学及び退学

(除 籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 指定の期日までに授業料等の学生納付金を納入しない者

(2) 病気その他の理由で、成業の見込みがないと認めた者

(3) 同一学年を2回留年した者

(4) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(5) 第17条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(復 籍)

第21条の2 前条により除籍された者について、復籍を希望する場合は、保証人連署のうえ、復籍願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受け、復籍することができる。

2 学長は、別途定める復籍の許可条件を満たさない者は許可してはならない。

3 前項の復籍の許可条件及びその他必要な事項は、除籍者の復籍扱い細則で定める。

第5章 授業料等学生納付金

(授業料等納入時期)

第22条 第12条に規定する以外の者は、授業料等を別表3のとおり毎年4月中に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。

(原級に留まる者の授業料等)

第22条の2 進級できずに原級に留まる者は、留まる原級の学年の授業料等を納入しなければならない。

(休学を許可された者又は命ぜられた者の在籍費)

第23条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学中の在籍費を納入しなければならない。なお、在籍費については別に定める。

(停学に処せられた者の授業料等)

第24条 停学に処せられた者の授業料等は、停学中の期間も納入するものとする。

(追試験料、再試験料の納入時期)

第25条 追試験料及び再試験料は、試験施行前までに納入する。

(学生納付金の不還付)

第26条 既納の入学金、授業料等学生納付金は返還しない。ただし、理事長が認める場合は返還することができる。

第8章 試 験

(試験の時期)

第32条 試験は、学期の終わり、又は授業の終わったときに行う。

(試験の方法)

第33条 試験の方法は、筆記、口述、又は実地試験とする。

(休学した者の受験の制限)

第34条 休学した者は、その学年の試験を受けることはできない。

(受験の要件)

第35条 試験は、授業料等を完納した者でなければ、受けることはできない。

2 第36条及び第37条の試験を受ける者は、授業料等のほかに追試験料、再試験料を納入しなければならない。

(追 試 験)

第36条 試験の当日病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(再 試 験)

第37条 試験に不合格となった者は、再試験を受けることができる場合がある。

第9章 進級判定、単位の認定及び成績表示

(進級判定、単位の認定)

第38条 教授会は、試験の結果及び出欠席の状況等を総合的に審査し、進級判定及び単位の認定を行う。

(成績表示)

第39条 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

2 成績発表は、成績書の交付をもって行う。

第10章 卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第41条 本学に6年以上在学し、199単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学士の学位授与)

第42条 本学を卒業した者には、日本歯科大学学位規則の定めるところにより、
学士（歯学）の学位を授与する。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第43条 学力優秀、品行方正等他の学生の規範となる者については、教授会の議
を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第44条 この学則その他学内諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をし
た者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第21章 雑 則

(定型約款)

第58条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を
民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更すること
ができる。

31 日本歯科大学除籍者の復籍取扱い細則より抜粋

第2条 除籍者の復籍は，原則として1回に限り，除籍となった日の翌年度から起算して2年を限度として認めることができる。

第3条

3 学則第21条第3号に該当し除籍された者で復籍を希望する者は，聴講生として復籍該当学年の授業及び実習を履修しなければならない。ただし，除籍時の学年が6学年のみを対象とする。

第4条 除籍者が復籍を希望する時は，所定の復籍願いを学長に提出しなければならない。

2 学則第21条第2号に該当し除籍された者は，前項の他に，本学附属の病院の医師等による診断書を提出しなければならない。

32 歯科医師法より抜粋

第一章 総 則

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免 許

〔免 許〕

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔免許の絶対的欠格事由〕

第3条 未成年者には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第三章 試 験

〔試験の目的〕

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

〔試験の実施〕

第10条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

〔歯科医師国家試験の受験資格〕

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第三章の二 臨床研修

〔臨床研修〕

第16条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

お詫びと訂正

令和7年度学生便覧において、記載内容が不足している箇所がございました。
深くお詫びするとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

- ・ 79ページ 第三章の二 臨床研修の下に以下の内容を追加

第四章 業 務

第十七条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。
第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

以上

日本歯科大学生命歯学部



日本歯科大学生命歯学部

東京都千代田区富士見1-9-20

〒102-8159 電話 03 (3261) 8311